

～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



★今号のTOPIC★ 医療機関の「管理者」について

病院や診療所（以下「医療機関」という。）を管理する者を「管理者」と呼びますが、「開設者」や「院長」とは何が違うのでしょうか？説明ができそうでできないという方もおられると思います。

今号では医療機関の「管理者」を中心にこれらの基本的な事項をご説明させていただきます。

【1. 管理者とは】

一般的に、医療機関の責任者を「院長」と呼ぶことがありますが、これは法律上の名称ではありません。医療法上は、「管理者」と表現し、医療機関の診療が適切に行われるようにその施設や従業員を管理監督する者と規定しています。

医療機関を適切に管理するため、常勤でない管理者は原則認められませんし、医療法上様々な義務が課されております。

《「管理者」のここがポイント！》

1. 医師又は歯科医師であること。
2. 複数の医療機関の管理者を兼任できないこと。(例外あり)
3. 診療所の診療時間中、診療所を管理できる者であること。
4. 医療法人が開設する医療機関の管理者は理事であること。(例外あり)

《管理者の義務一例》

- ① 医院の安全管理体制確保義務
(例) ・安全確保指針の策定
・従業員への研修実施
・安全確保措置を講じる
- ② 従業者監督義務
- ③ 提供する医療サービスの公表 など



【2. 開設者と管理者の関係】

開設者は、医療機関を開設し、その運営に最終的な責任を負う者を指します。

管理者は、開設者から開設する医療機関の管理・運営を任されている者を指します。

通常、個人が開設する医療機関であれば、原則その個人が開設者と管理者を兼任します。他方で、医療法人等の法人が開設する医療機関は、医療法人等が開設者となり、理事長個人又はその他の医師が管理者となります。

そのため、個人の医療機関の管理者を交代する場合、開設者も同時に交代になりますが、法人が開設する医療機関の管理者を交代する場合は、管理者のみの交代手続きをすることになります。

《個人の医療機関》



開設者：A



管理者：A

《法人等の医療機関》



開設者：医療法人〇〇会理事長B ≠ 管理者：C

【3. 管理者の常勤性について】

実務において、医療機関の管理者の常勤性に関する相談を受けることが多くあります。

医療法上、明確に「管理者は常勤でなければならない」との規定はありませんが、管理者には医療機関の診療時間中は常に医療の提供内容について、説明・指導・把握する義務があり、その責任を確実に果たすことが求められます。診療時間中、常に医療機関で勤務することまでは求められませんが、勤務時間外でも診療時間中は常に連絡がとれる体制を確保している必要があります。

行政から管理者が不在と判断されると、行政指導の対象となりますし、悪質な場合は刑事事件に発展することもあります。

《よくある相談例》

Q1. 管理者が診療時間中に他の医師に代診を任せ、他の医療機関で勤務できますか？

→認められません。診療時間中は、常時連絡がとれる体制を確保する必要があるからです。

Q2. 管理者は診療時間外に他の医療機関で勤務できますか？

→認められます。勤務する他の医療機関の管理者の同意書の提出が必要になる場合があります。

Q3. 新たに個人で診療所を開設しました。保険診療開始までの1ヶ月間、他の医療機関で勤務できますか？

→自己が開設する診療所の診療時間中に勤務することは認められません。保険診療開始までの間でも開設した自己の診療所を適切に管理する必要があるからです。

より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC「医療法人の基金制度について」

